

小規模多機能サービス 3ReS 比叡山坂本 重要事項説明書

(年 月 日現在)

1 当事業所概要

(1) 法人概要

名称・法人種別	ニューワングズ 株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役 新庄 一範
本社所在地	滋賀県 大津市横木 1 丁目 10-25
電話番号	077-500-2908
FAX 番号	077-500-3033
設立年月日	2023 年 4 月 1 日
事業内容	<input type="checkbox"/> 介護保険事業 通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業 地域密着型通所介護 居宅介護支援事業所 訪問看護事業 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 介護保険外事業 介護リフォーム 江戸川店

(2) 事業所概要

名称	小規模多機能サービス 3ReS 比叡山坂本
所在地	滋賀県大津市坂本 4 丁目 14-30
連絡先	077-576-4549
介護保険事業者番号	2590101115
登録定員	29 名
通いサービスの定員	15 名
泊りサービスの定員	9 名

(3) 勤務体制

職員勤務形態	勤務時間
日勤 1	8 時 45 分～17 時 45 分
日勤 2	10 時 00 分～19 時 00 分
夜勤	17 時 00 分～翌 10 時 00 分
宿直 (オンコール)	21 時 00 分～翌 6 時 00 分

(4) 職員配置（主たる職員）

事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は以下の通りとします。

- ① 管理者 1名（常勤・介護支援専門員及び介護職員兼務）
業務の管理及び職員等の管理を一元的に行います。
- ② 介護支援専門員 1名（常勤・管理者及び介護職員兼務）
適切なサービスが提供されるよう居宅（介護予防）サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行います。
- ③ 介護職員
介護職員 10名 うち常勤 2名、非常勤 8名
介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行います。
- ④ 看護職員 1名 うち常勤 1名、非常勤 0名
看護職員は、利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行います。

2 サービスの内容

(1) 設備

① 防災設備・防災用品

スプリンクラー、非常用照明器具、自動火災報知機、非常通報装置、消火器、非常災害備蓄食品、携帯ラジオ、その他防災用品

(2) サービスの種類

① 居宅（介護予防）サービス計画の作成

② （介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成

③ （介護予防）小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス提供

○ 通いサービス

- ・ 自宅から送迎を行い当施設へ通う
- ・ 昼食（自炊）、入浴、その他の活動を実施
- ・ 健康チェック

○ 宿泊サービス

- ・ 一時的に当施設において宿泊する
- ・ 食事、入浴、その他の活動を実施（日中は通いサービスの利用者と一緒に過ごす）

○ 訪問サービス

- ・ 必要に応じて訪問や電話連絡等を行う
- ・ 訪問時は必要に応じた応対・支援をする

④ 相談・援助・情報提供等

3 利用料金

次の料金を徴収します。

(1) 基本分

状態区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1月の介護給付費単位数	厚生労働大臣が定める指定地域密着型サービスに要する費用の額						

<法定利用者負担分の算出方法>

1月の介護給付費単位（加算含む）×単位数単価＝当月介護報酬

① 当月介護報酬－②（当月介護報酬額×給付率）＝利用者負担分

※ 詳細は重要事項説明書別添書1をご覧ください

(2) 食費 朝食 350円 昼食 730円 夕食 680円

- すべての食に関する費用とします。
- 経口摂取ができない状態にある場合は、その限りではありません。

(3) 宿泊費 1泊 2,900円

- 予定宿泊、緊急宿泊いずれの場合においても、チェックイン・チェックアウト時間にかかわらず徴収します。

(4) 概ね以下のものについては本人、家族等の負担とします。

- 排泄用品（オムツ等）で個人が使用するもの
- 医薬品・化粧品等で個人が使用する物
- 家族等と協議の上個人を対象にしたレジャー等を実施した場合に必要な、利用者自身の経費（交通費・入場料）と職員が付き添う場合の経費（交通費、入場料等）
※例 複数の利用者に職員が付添う場合は、利用者人数で按分負担とします
- 帰宅欲求により外出したときの経費（交通費）
- 理美容料金（理美容院を利用した場合）
- 賽銭、個人の郵便・宅配等にかかる交通費、郵送費等
- 行政への手続き代行にかかる交通費、郵送費等
- 個人記録の複写にかかる経費
- その他個人に必要な機器具（介護器具）
- その他、上記に含まれない、個人のために供する物品等

4 キャンセル

利用予定日を何らかの事情でキャンセルする場合、送迎の関係から当日の9時までにご連絡ください。なおキャンセル料金は発生しません。

5 利用料金のお支払い方法

毎月15日前後に前月分の請求を致しますので、末日までにお支払いください。尚、支払方法が自動引き落としの場合は、毎月27日に前月分の請求金額をご指定の口座から直接お引き落とし致します。

6 利用者の金銭等の保管管理について

- (1) 事業者は、利用者の現金及び預貯金については原則として管理しません。また財産の管理運用についても、これを行いません。
- (2) 事業者は前項の規定にかかわらず利用者及び家族から依頼のあった場合、日常生活に必要な金銭等に限った保管管理を便宜的に行うことがあります。

7 器物破損等の弁償について

利用者が事業者の器物、備品、建具、設備、建物等を破損した場合は利用者が弁償するものとします。

8 利用の手続き

(1) 利用申込み

- 介護認定審査会において、要介護認定区分が要支援・要介護状態にあると審査判定され、居宅（介護予防）サービス計画に基づき、当事業を必要とする者が利用できます。申込みの受け付けは、事業者が直接受け付けます。
- 利用に関する手続きの説明や施設見学を行い、利用の意思確認をします。
- 必要な書類は、利用申込書、診療情報提供書等です。

(2) 事前面接

- 利用を希望した者の事前面接を行います。原則、面接は本人の自宅にて行います。
- 介護老人保健施設等に入所している場合は、その限りではありません。
- 事前面接にて本人の状態を確認します。
- 契約事項や重要事項の説明を行い、利用の意思確認を改めて行います。

(3) 利用（契約の開始）と介護支援専門員の変更

- 利用は原則として翌月からとし、翌月の居宅（介護予防）サービス計画ならびに（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成します。状況によって当月利用の場合は、速やかに同様の手続きを行います。
利用開始になると、それまで利用していた介護支援専門員から当施設の介護支援専門員に変更となり、居宅（介護予防）サービス計画の作成は当施設の介護支援専門員が行うこととなります。
- 予定された利用日（通いサービス・宿泊サービス・訪問サービス）を変更する場合は、当施設の介護支援専門員に連絡をいただければ、変更できる範囲で調整・変更を行います。
- 居宅（介護予防）サービス計画を変更する場合や利用している事業者を変更する場合は、当施設の介護支援専門員に連絡もしくは家族懇談会や訪問時にその旨を伝えていただければ、変更等の手続きを行います。

(4) 契約の終了

- 利用契約書第 14 条参照
- 契約終了後のあり方については、事業者と家族等との間で協議を行い、両者が共同してその作業にあたり、契約終了後も利用者の生活に影響のないようにすすめます。

9 運営の基本事項

- (1) 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

- (2) 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

10 利用に関する留意事項

(1) 所持品、金銭、貴重品の管理

施設内に持ち込んだ所持品、金銭、貴重品は原則として自己管理とし、金品等の紛失・盗難等について事業者は一切の責任を負いませんのでご承知おきください。

(2) 喫煙

当施設では、防火上の理由から禁止させていただいております。

(3) 飲酒

飲酒は原則禁止とし、飲酒後の入浴は、制限することがあります。

(4) 居室での飲食

居室での飲食は自由です。衛生上の問題から自己管理が困難な方に対しては、事業所側の判断で廃棄することもあります。

(5) 宗教活動

居室での活動は自由です。それ以外の場所での活動は制限します。施設内での布教活動は禁止します。また、居室への仏具等の持ち込みについては職員へ申し出てください。

(6) ペットに関すること

施設内にペットを同伴することは、衛生管理上禁止とさせていただきます。どうしてもの場合は、かかる手立てについてご相談に応じさせていただきます。

(7) 居室の変更

様々な事情や症状を持つ方々との共同生活となる関係上、予告なく宿泊中に居室を変更させていただくこともありますので、ご承知置きください。

(8) その他

介護保険事業は公共性の高い事業です。各所からの研修・実習、見学や取材等の協力依頼があった場合、社会的な役割を果たす上で、その受け入れを拒むものではありません。生活とプライバシーの保護、生命と安全の確保が最優先ですが、事前に

範囲を定めた上で、ご協力していただくことを了承願います。

11 家族懇談会の実施

小規模多機能居宅介護は予め登録された者のみにサービスを提供する事業で、登録者同士が事業者と共に互いに助け合いながら利用者の居宅における生活を応援していくものです。

- 家族懇談会で行う事項は次の通りです
 - ・法令で定められた運営推進会議に関する事項を協議・報告します
 - ・利用者の居宅（介護予防）サービス計画等について討議します
 - ・その他、情報提供や意見交換を行います

12 運営推進会議の実施

法令に基づき概ね2ヶ月に1回、運営推進会議を開催します。運営推進会議の構成員ならびに内容は次の通りです。

- 構成
 - 行政関係者（役所や包括支援センター等）、町内会、民生委員、地域住民、利用者・家族等、その他関係する個人や団体の者
- 内容
 - ・運営状況についての報告と協議
 - ・利用状況についての報告と審査
 - ・その他の情報交換や意見交換

13 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施	あり	直近の実施年月日	
		第三者評価機関名	
		評価結果の開示	あり ・ なし
なし			

14 非常災害対策

- 防災時の対応
 - 非常災害に備える為、消防計画を作成し避難訓練を行い必要時に職員が安全確保できるよう努めます。
- 防災訓練
 - 自衛消防訓練を年2回以上実施します。
- 防火管理者、防災担当者、火元責任者を置き緊急時の対策を定めます。

15 協力医療機関

協力医療機関は次の通りです。

○ 協力医療機関

- ・医療法人 弘英会 琵琶湖大橋病院
(所在地) 滋賀県大津市真野 5 丁目 1-29

○ 連携施設

- ・社会福祉法人 真盛園 特別養護老人ホーム 真盛園
(所在地) 滋賀県大津市坂本 5 丁目 13-1 号
- ・社会福祉法人 真盛園 養護老人ホーム 真盛園
(所在地) 滋賀県大津市坂本 5 丁目 13-1 号
- ・医療法人 弘英会 介護老人保健施設 B・O・H ケアサービスセンター
(所在地) 滋賀県大津市伊香立途中町 704 番地

16 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

氏 名：越野 正信
電話番号：077-576-4549
受付時間：9：00～17：00

17 相談・苦情対応

事業者のサービスに関する利用者及びその家族からの苦情・要望・相談等は、常に常設の窓口として、下記の苦情処理担当者が担当します。担当者が不在の場合、基本的な事項については、どの職員でも対応できるようにするとともに、必ず担当者に伝え速やかに対応します。合わせて公的な苦情相談窓口も併記しますのでご活用ください。

○ 当施設における苦情窓口

(1) 法人内苦情相談窓口

① 法人苦情相談窓口 (担当事業部)

担 当 者： 常務取締役 越野 正信

電話番号： 077-500-2908

受付時間： 9：00～17：00 (土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く)

① 当施設利用者相談・苦情受付窓口

担 当 者：小規模多機能サービス 3ReS 比叡山坂本 管理者 越野 正信
電話番号：077-576-4549
受付時間：9：00～17：00

○ 公的機関

- ◆ 市区町村介護保険相談窓口（受付時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分まで）
大津市 健康保険部 介護保険課 電話 077-528-2753
- ◆ 滋賀県国民健康保険団体連合会（国保連）
介護保険課 電話 077-510-6605

18. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、大津市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。
- (3) 事故の状況及び事故に際してとった処置に関する記録の作成、保管し、また関係機関、ご家族へ提出いたします。
- (4) 事業所は、利用者に対するサービス提供より発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に被害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

19. 暴力団排除に関する条項

- (1) 事業を運営する当該法人の役員及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。事項において同じ。）であってはならない。
- (2) その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

20. 人権擁護、虐待の防止

事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置し従業者に対し、研修の機会を確保します。

小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

(事業者)

事業者名：ニューワズ株式会社

事業所名：小規模多機能サービス 3ReS 比叡山坂本

事業所の所在地：滋賀県大津市坂本 4 丁目 14-30

代表者：代表取締役 新庄 一範 ㊞

説明者： ㊞

私（代理人）は、本書面により、事業者から小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

年 月 日

(利用者) 住所： _____

氏名： _____ ㊞

(代理人) 住所： _____

氏名： _____ ㊞

(利用者との関係 _____)

※代理人とは、事情によって別の人に手続きを依頼した場合に、手続きを頼まれた人

